資料85－5

重大事故、放送停止事故の発生状況（令和７年度）

令和8年11月26日
放送システム委員会
事務局

放送設備の安全・信頼性の確保（1）

- ✓ 放送は、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つ。
- ✓ 放送の公共的役割をより十全に発揮させることを可能とする観点から、放送設備の安全・信頼性を確保するために、放送の業務に用いられる電気通信設備に対して技術基準を整備。

放送法における技術基準適合維持義務

（設備等の維持）

第111条　認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

２　前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一　基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二　基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

【放送法施行規則に安全・信頼性に関する技術基準を規定】

○ 予備機器等	○ 送信空中線に起因する誘導対策
○ 故障検出	○ 防火対策
○ 試験機器及び応急	○ 屋外設備
○ 復旧機材の配備	○ 放送設備を収容する建築物
○ 耐震対策	○ 耐雷対策
○ 機能確認	○ 宇宙線対策
○ 停電対策	○ サイバーセキュリティの確保

・特定地上基幹放送事業者においては、法第112条
・基幹放送局提供事業者においては、法第121条
・登録一般放送事業者においては、法第136条
に、同様の技術基準への適合維持義務を規定。

放送品質に関する省令

- 中波放送に関する送信の標準方式
- 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
- 衛星一般放送に関する送信の標準方式
- 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式
- 超短波放送に関する送信の標準方式
- 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式
- 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令

放送設備の安全・信頼性の確保（2）

放送法における重大な事故が発生した場合の報告義務

（重大事故の報告）

第113条　認定基幹放送事業者は、基幹放送設備等に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

・特定地上基幹放送事業者においては、第113条第2項
・基幹放送局提供事業者においては、法第122条
・登録一般放送事業者においては、法第137条
に、同様の報告務を規定。

重大事故の定義（放送法施行規則第125条、第157条）（概要）

	基幹放送事業者（認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者）、基幹放送局提供事業者 ※1		登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
放送の種別	・地上デジタルテレビジョン放送 ・中波放送 ・超短波放送 ・短波放送 ・コミュニティ放送	・ＢＳ放送 ・東経１１０度ＣＳ放送	・東経１２４/１２８度ＣＳ放送　等	・ケーブルテレビ
報告の対象	設備等に起因して放送の全部又は一部を停止させた事故			
停止時間	親局：１５分以上 （コミュニティ放送の親局は２時間以上） 重要な中継局 ※2：２時間以上	１５分以上	２時間以上	２時間以上
影響利用者数	－	－	－	３万以上

※1　認定基幹放送事業者はソフト事業者、特定地上基幹放送事業者はハード・ソフト一致事業者、基幹放送局提供事業者はハード事業者。
※2　放送法施行規則第103条第2項に規定するプラン局及び同第120条第3項に規定するみなしプラン局

放送法における設備に関する報告・検査義務

（設備等に関する報告及び検査）

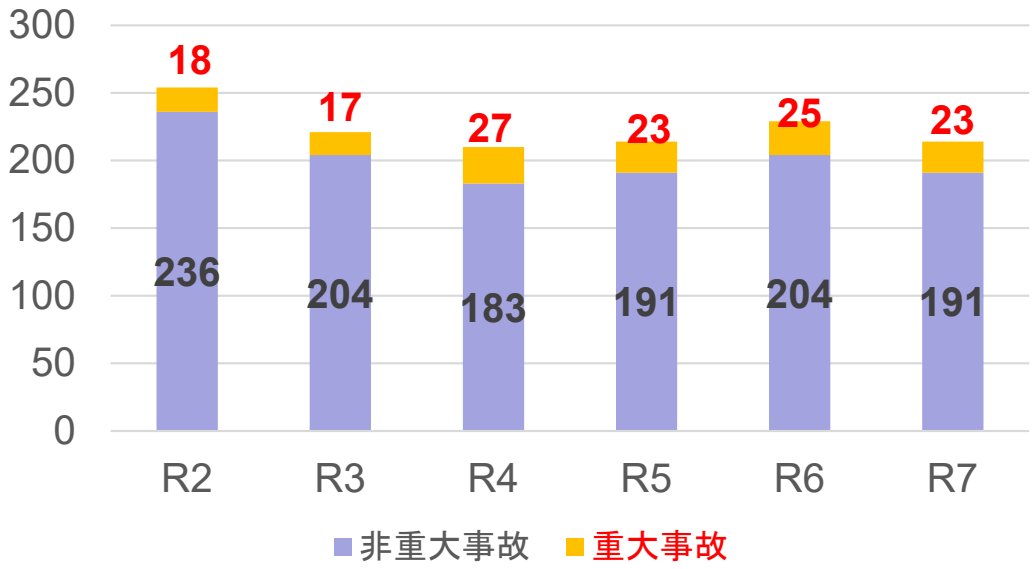
第115条　総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

・特定地上基幹放送事業者においては、第115条第2項
・基幹放送局提供事業者においては、法第124条
・登録一般放送事業者においては、法第139条
に、同様の報告義務を規定。

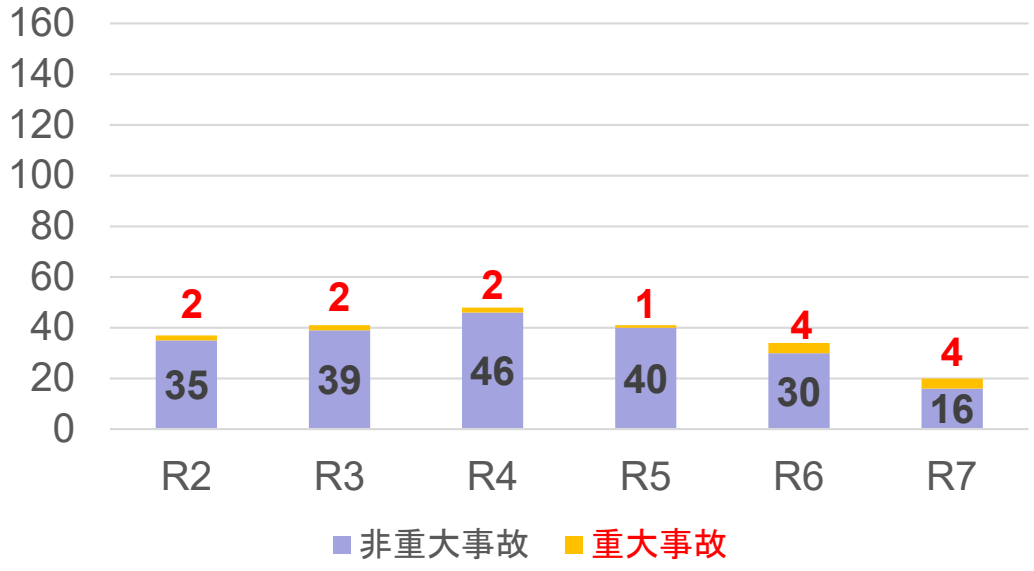
放送停止事故の発生状況（令和2～7年度）

- ✓ 放送停止事故の発生件数は、全般的に減少又は横ばいとなっている。
- ✓ 一方、重大事故の発生件数は、高止まりの傾向にある。
- ✓ 重大事故の割合は、近年上昇傾向にあり、特に衛星放送は、令和5年度以降、大幅に上昇している。

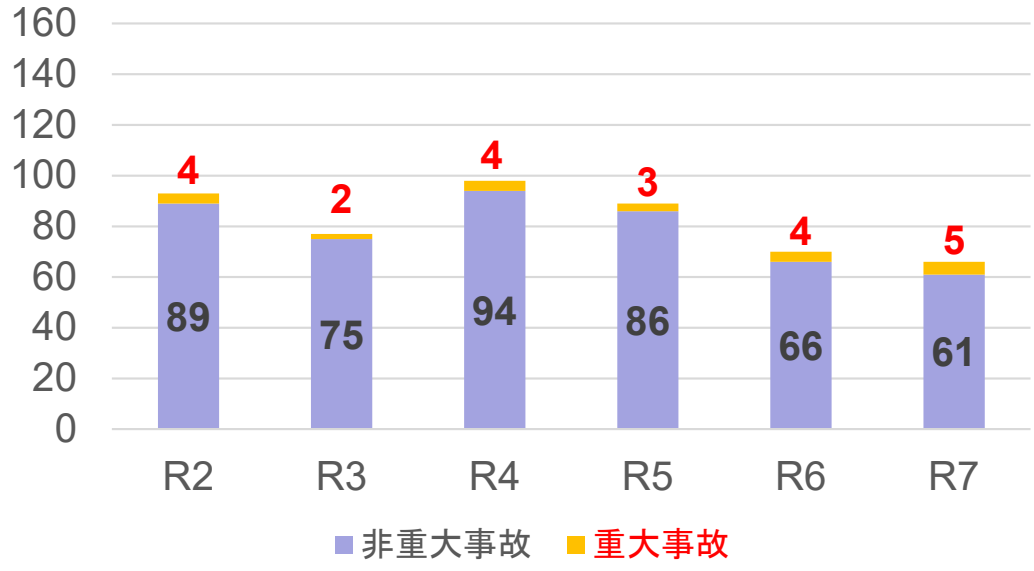
地上放送



衛星放送



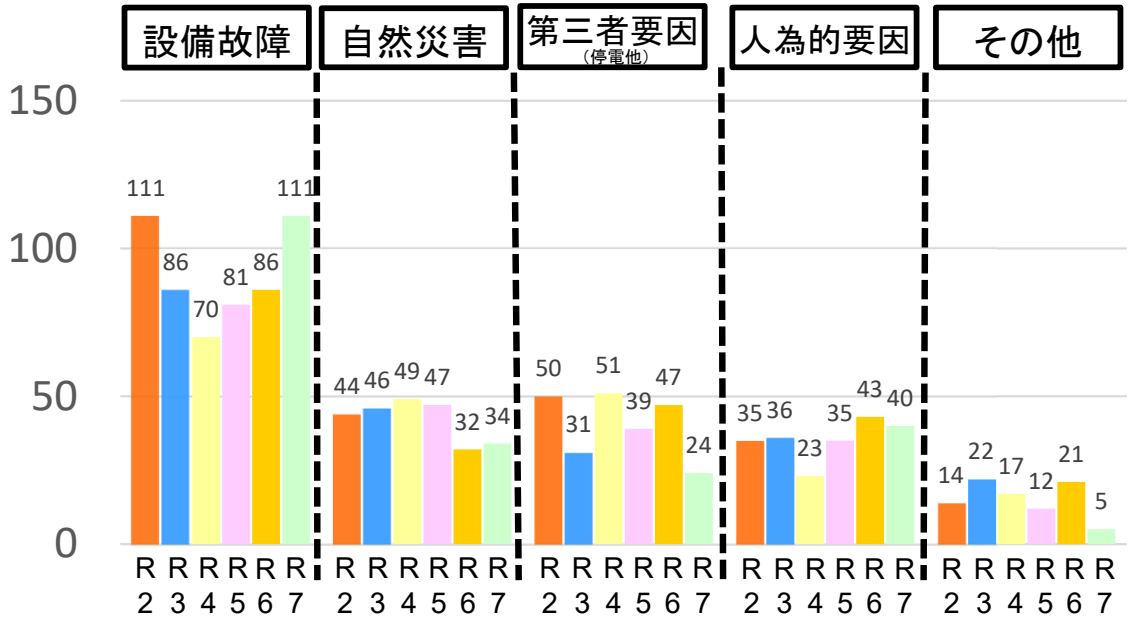
有線放送



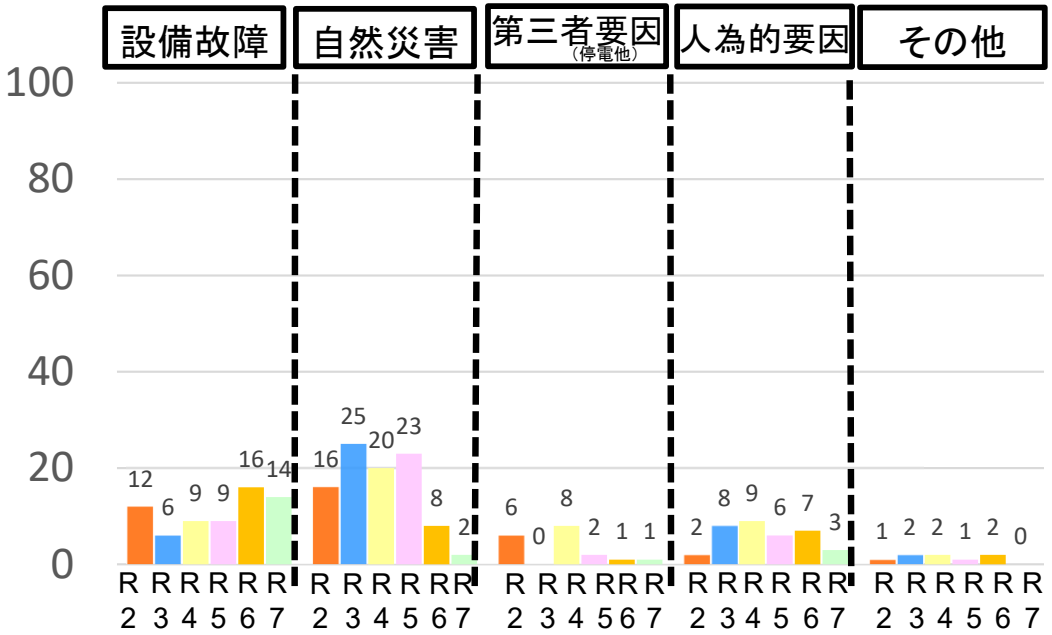
放送停止事故の発生原因について（令和2～7年度）

- ✓ 地上放送では、設備故障が全期間を通じて最も多い。令和4年度の70件から増加に転じ、令和7年度は111件となっている。また、人為的要因も令和5年度以降増加傾向にあり、令和7年度は設備故障に次ぐ原因となっている。
- ✓ 衛星放送では、令和5年度までは自然災害が最も多かったが、令和6年度以降は急減した。代わって設備故障が最も多い原因となっている。
- ✓ 有線放送では、設備故障が全期間を通じて最も多く、次いで第三者要因（停電他）が15件から20件程度で横ばいで推移している。自然災害は令和5年度以降減少傾向にある。

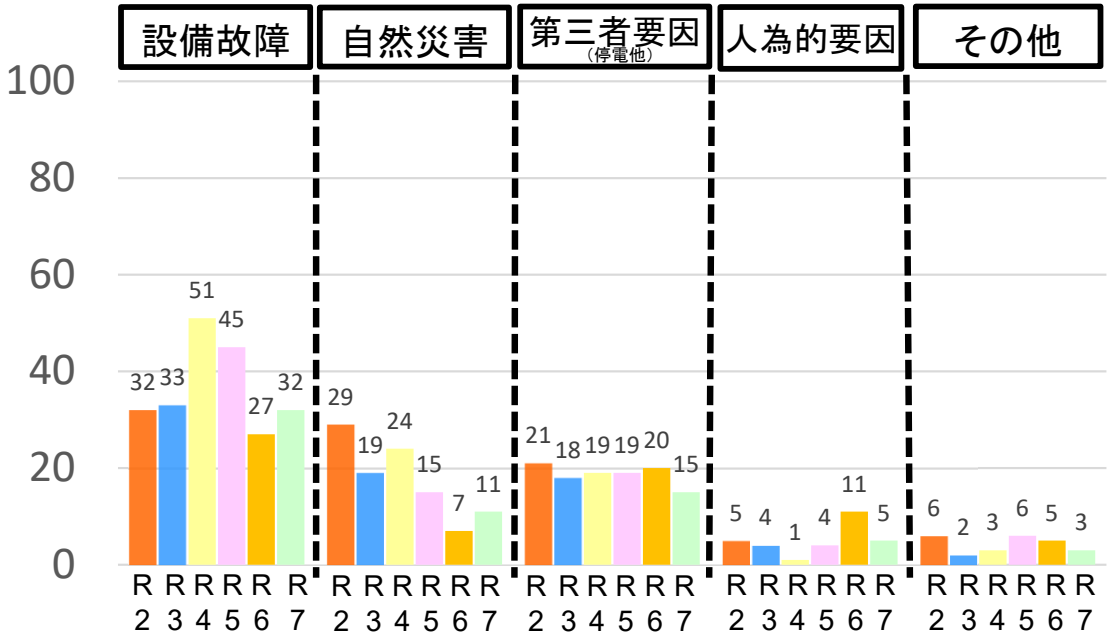
地上放送



衛星放送

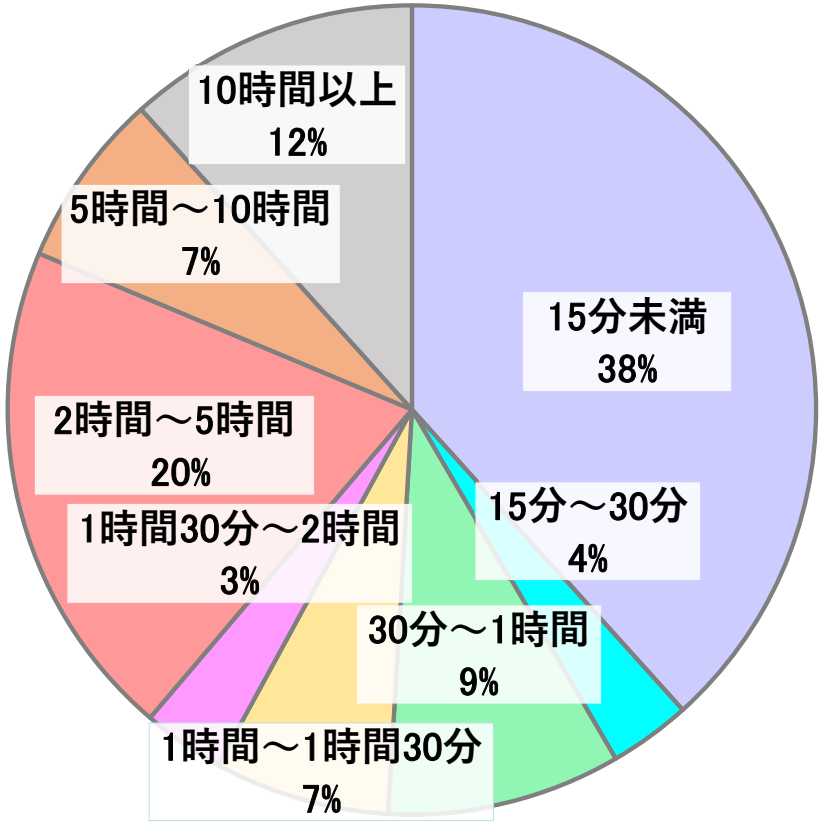


有線放送

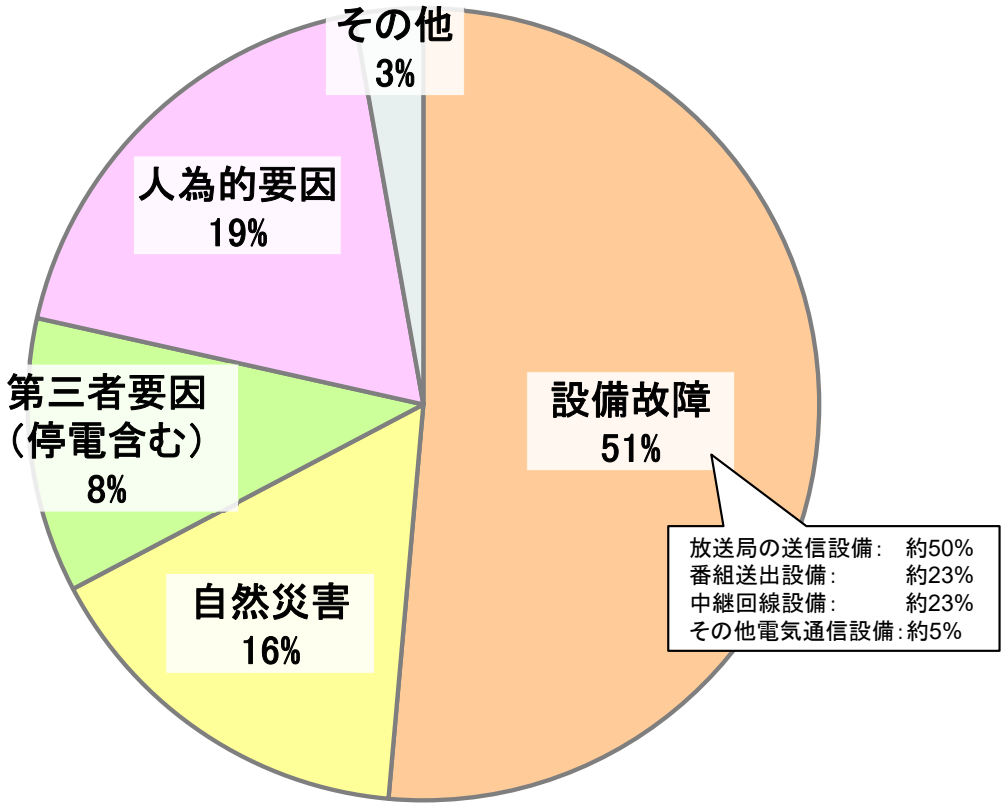


地上放送　放送停止に係る継続時間・発生原因について（令和7年度）

- 放送停止事故 全214件のうち、全体の約38%が「15分未満」で復旧している。
- 発生原因は、設備故障によるものが最も多く、次いで人為的要因による停止事故が多い。
- 放送停止の継続時間が10時間以上の事故は全体の約12%。
  なお、10時間以上の事故は、台風に起因するものや落雷に起因するものなど、自然災害が主な要因。



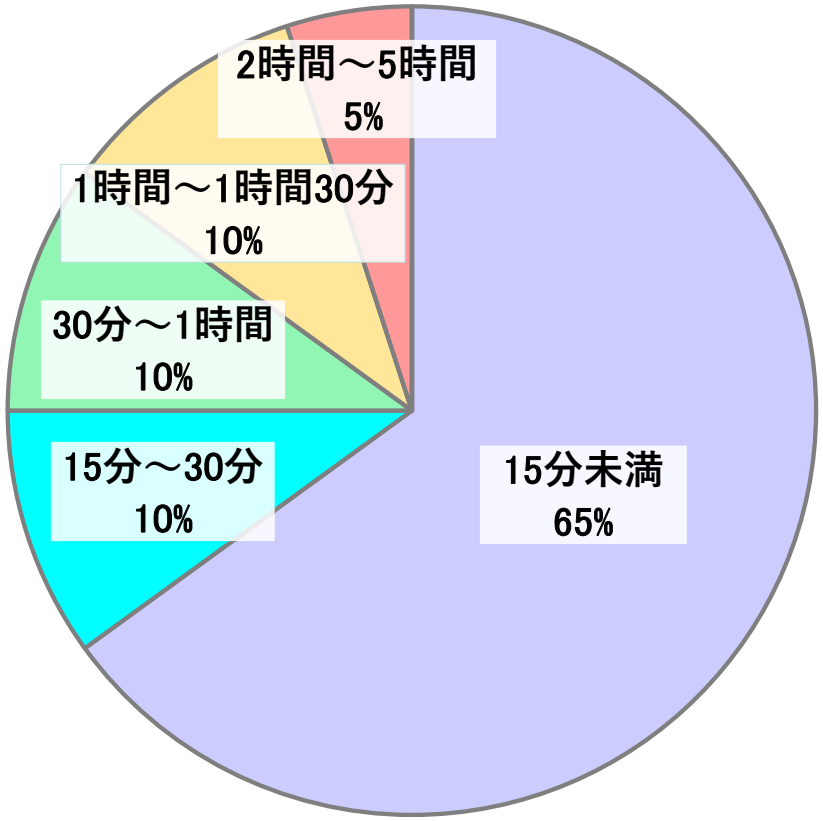
令和7年度　継続時間



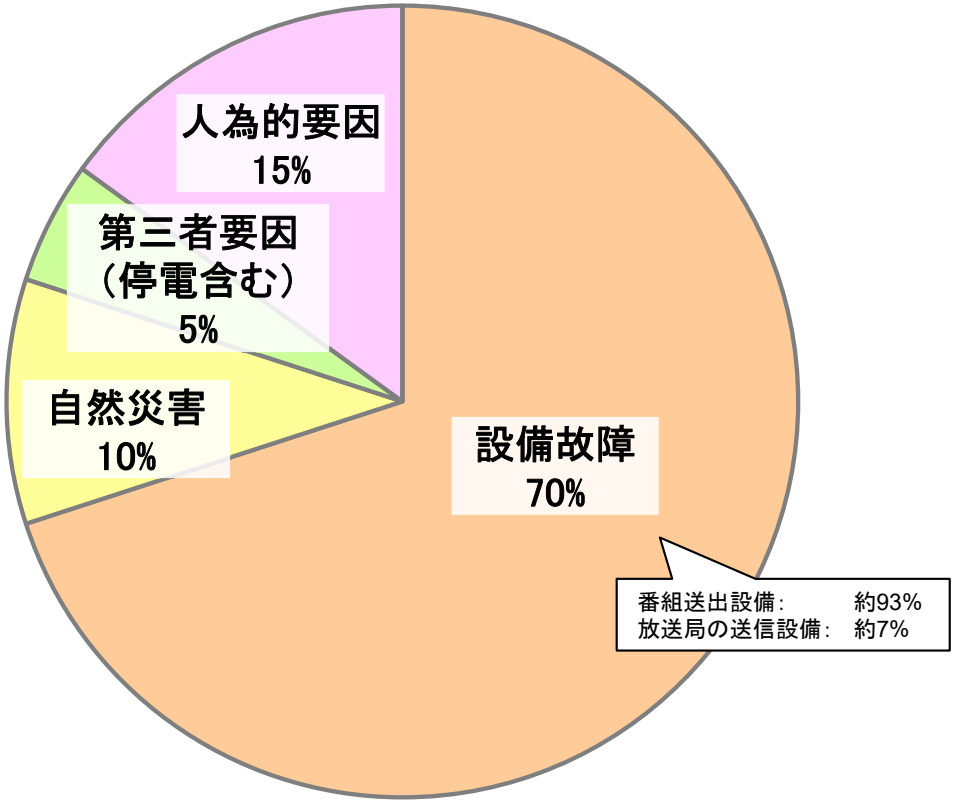
令和7年度　発生原因

衛星放送　放送停止に係る継続時間・発生原因について（令和7年度）

- 放送停止事故 全20件のうち、全体の約65%が「15分未満」で復旧している。
- 発生原因は、設備故障によるものが最も多く、次いで人為的要因による停止事故が多い。
- 設備故障を原因とする停止事故については、番組送出設備の故障が約9割を占める。



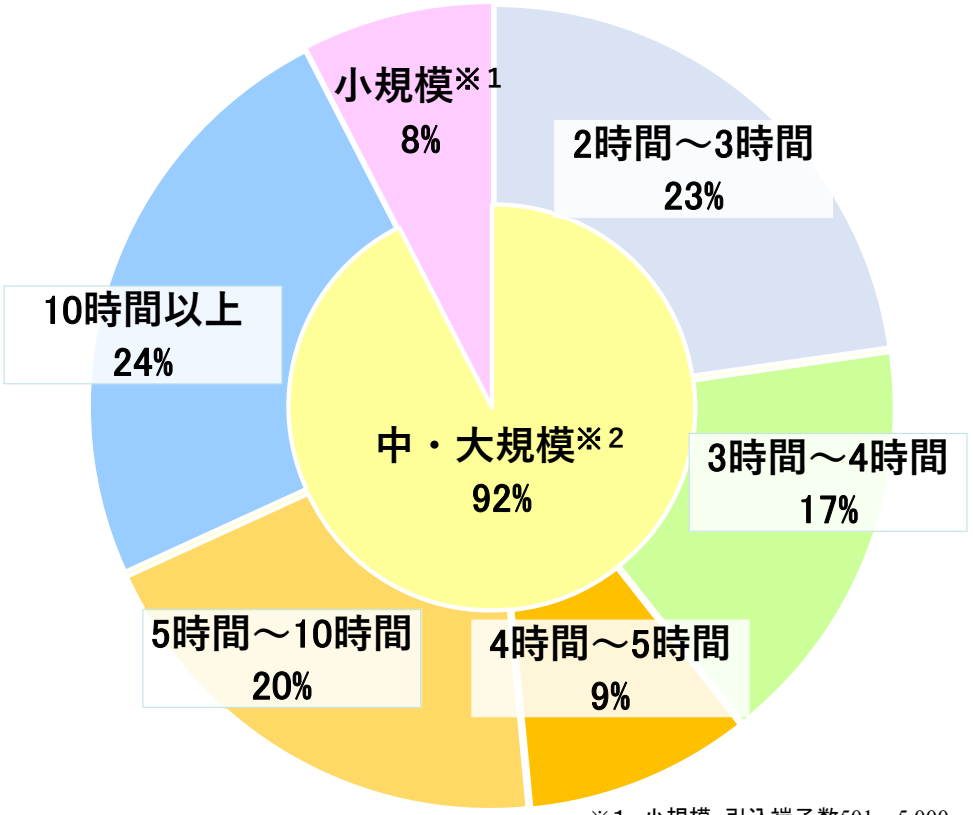
令和7年度　継続時間



令和7年度　発生原因

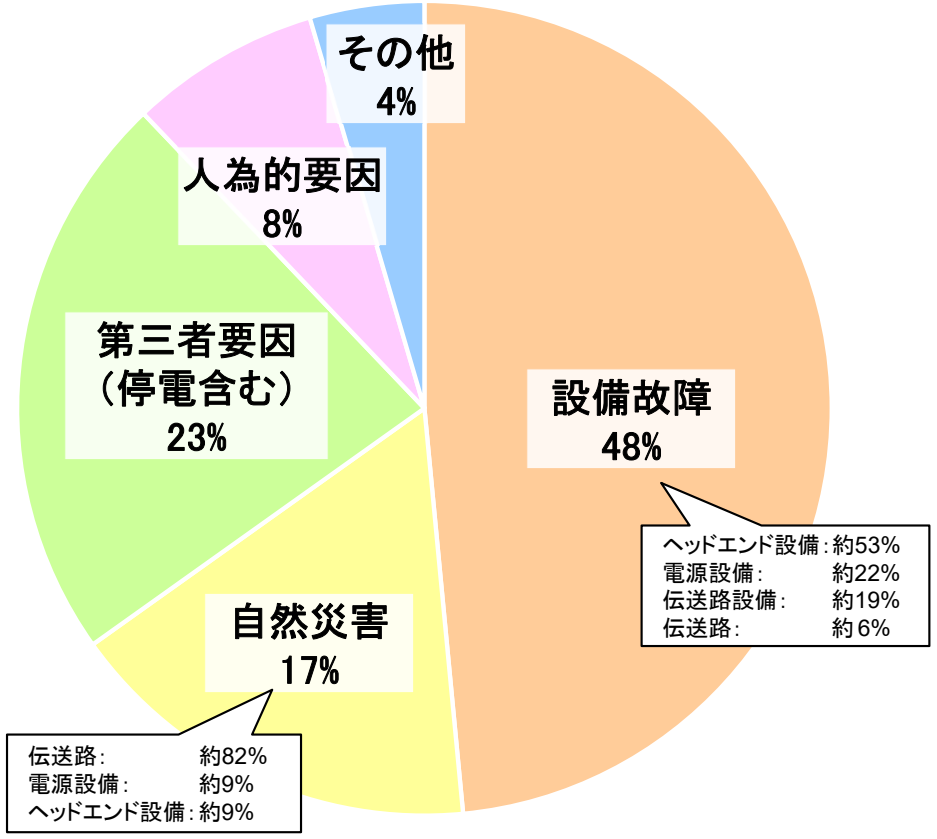
有線一般放送　放送停止に係る継続時間・発生原因について（令和7年度）

- 放送停止事故　全66件のうち、全体の約24%が復旧に「10時間以上」要した停止事故（中・大規模の設備に限る。）であり、自然災害によるものが長時間化する傾向にある。
- 発生原因は設備故障によるものが最も多く、次いで第三者要因による停止事故が多い。
- 設備故障を原因とする停止事故については、ヘッドエンド設備の故障が約5割を占める。
- 自然災害を原因とする停止事故については、伝送路及び伝送路設備のものが約8割を占める。



※1　小規模：引込端子数501～5,000
※2　中・大規模：引込端子数5,001～

令和7年度　継続時間（規模別）



令和7年度　発生原因